

鹿児島県周産期・小児医療協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 本県における総合的な周産期医療体制及び小児医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図ることを目的として、鹿児島県周産期・小児医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) 周産期・小児医療体制の整備に関する事項
- (2) 周産期・小児医療情報システムに関する事項
- (3) 周産期・小児医療関係者の研修に関する事項
- (4) 周産期・小児医療体制整備についての調査に関する事項
- (5) その他周産期・小児医療体制の整備に関し必要な事項

(組 織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 関係団体の構成員
- (2) 医療関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者

(任 期)

第4条 協議会委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、医療関係者、学識経験者又はその他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、鹿児島県くらし保健福祉部子ども家庭課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(委員の任期の特例)
- 2 令和2年8月1日に第4条第1項に規定する任期が開始することとなる委員の任期は、同項の規定にかかわらず、令和4年5月31日までとする。

附則

この要綱は、令和5年1月30日から施行する。